

審 査 基 準

平成19年9月12日作成

法 令 名：公益信託ニ関スル法律
根 拠 条 項：第2条第1項
処 分 の 概 要：公益信託の引受けの許可
原権者（委任先）：内閣総理大臣（山口県知事）
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第1条第1項（都道府県知事等による事務の処理）・ 都道府県の知事が国家公安委員会の所掌事務に関連する事項に関する公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を定める告示（都道府県公安委員会の補佐）
審 査 基 準：別添のとおり
標 準 処 理 期 間： <p>公益信託の引受けの許可については、申請に係る信託の目的、受益行為、信託財産等から当該信託の公益性を個別具体的に判断した上で許可する必要があるため、標準処理期間は定めないこととしている。</p>
申 請 先：山口県知事
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部警務部警務課及び主管課
備 考： <p>受益の範囲が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係公益信託に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。</p>